

くらしの安心情報

情報ファイル NO.52

平成 20 年 11 月 10 日

「懸賞に当選した」と言われ、景品を受け取りに行ったら、高額なネックレスを契約させられてしまった。解約したい！

被害内容

【相談者 20代 女性】

ある日、男性から電話がかかり、「おめでとうございます。懸賞に当選されましたので景品を受け取りに来てください。」と言われた。懸賞に応募した心当たりはなかったが、景品がもらえるというので指定の展示会場に行ったところ、高額なネックレスを契約させられてしまった。解約したいのですが…

対処方法

これは「当選商法」と言われ、「当選した」等と電話や郵便で呼び出し、そこで商品やサービスを契約させる販売方法です。ほとんどの場合、消費者は応募していることはなく、業者が一方的に当選したと言っていることが多いようです。

- ・ この方法は販売目的を隠して電話等で呼び出して契約させる販売方法(アポイントメントセールス)に当たり、特定商取引法で規制されておりクーリング・オフ()ができます。
- ・ クーリング・オフ期間を過ぎても勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。
- ・ 目的がはっきりしない誘いを受けても、安易な気持ちで出掛けないようにしましょう。また、必要のないものは、きっぱり断わることが大切です。
- ・ 一人で悩まず、早めに市町村窓口、消費生活センターにご相談下さい。
- ()この場合は、契約書面を受取った日から8日間は、無条件解約できる制度。



当選、おめでとうございます！



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)